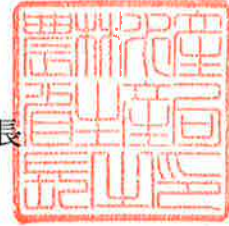


元生産第 1897 号
令和 2 年 3 月 27 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

農林水産省生産局長



農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの改正について

ロボット農機の安全性確保を目的として、製造者、導入主体、使用者等の関係者の役割や順守すべき事項等について定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 生産第 2152 号農林水産省生産局長通知）を、別添新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知の上、貴会会員に御周知ください。